

厚木市公共工事前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市契約規則（平成14年厚木市規則第33号）第33条の規定による公共工事に要する経費の前払金に関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象)

第2条 前払金の対象は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 契約金額が200万円を超える公共工事（単価契約を除く）
- (2) 契約金額が100万円を超える測量、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（単価契約を除く）

(前払金の割合等)

第3条 前払金の金額は、契約金額の10分の4（測量、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあっては、10分の3）以内で市長が定める額とする。

- 2 前払金の支払は千円単位で行い、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 継続費等の2年以上にわたる契約における前払金は、当該継続費等の各年度の出来高予定額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。
- 4 繰越明許費の翌年度にわたる契約における前払金は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(前払金の申請等)

第4条 前払金を受けようとする受注者は、公共工事前払金申請書に保証事業会社の保証書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、前項の規定による保証書の提出をしたものとみなす。
- 3 前払金の支払時期は、第1項に規定する申請書を受理した日から20日以内とする。
- 4 前払金の支払は、申請者が保証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

(前払金の使途制限)

第5条 前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(前払金の返還)

第6条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費にあてたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者又は受託者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延し

たと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。